

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金 Q & A

《 1 交付対象・要件について（全般） 》

1-1 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」とはなんですか。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により大きな影響を受け、売上が大幅に減少している事業者に対し、福島県緊急事態措置の解除後の「新しい生活様式」に対応するための取り組みを支援するものです。

1-2 給付金の交付額はいくらになりますか。

○給付金の交付額は、一律10万円になります。

1-3 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」はどのような事業者が対象となりますか。

○交付対象者は、県内の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等となります。

○給付金交付対象の主な業種（参考）

- ・生活必需物資販売施設
（卸売市場、食料品売場、衣料品店、酒屋、本屋、花屋、自動車販売店など）
- ・交通機関等
（バス、タクシー、レンタカー、物流サービス（宅配等含む）、運転代行業など）
- ・生活必需サービスを提供する店舗等
（理髪店、美容院、不動産屋、結婚式場（貸衣装含む）、クリーニング店など）
- ・運動・遊技施設（屋外施設に限る）
（キャンプ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など）
- ・フリーランス
（歌手、スポーツインストラクター、建築設計士、Webデザイナー、イベントプランナーなど）

1-4 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」を受け取るための交付要件はありますか。

○交付の要件として、次の「ア」又は「イ」のいずれかに該当し、「ウ」から「オ」までの要件を全て満たすことが必要です。

ア 令和2年（2020年）4月期又は5月期の売上が対前年同月比50%以上減少したことを理由として国の持続化給付金の交付を受けていること。

イ 令和2年（2020年）4月期又は5月期の売上が前年同月比50%以上減少しており、給付金申請時点において国の持続化給付金の対象者要件（※1）を満たすこと。

ウ 国が示した「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること。

エ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていないこと（※2）。

オ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設（※3）を営む事業者ではないこと。

※1 「持続化給付金対象者要件」参照URL：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/subject/>

※2 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けた方は、給付金の交付を受けることができません。

※3 別表1「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設」のとおり。

1-5 「イ 令和2年（2020年）4月期又は5月期の売上が前年同月比50%以上減少しており、給付金申請時点において国の持続化給付金の対象者要件を満たす」とありますが、国の持続化給付金の対象者要件とは何ですか。

○以下のとおりとなります。[持続化給付金申請要領抜粋]

【個人事業者等】

(1) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること。

※事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとし、2019年の年間事業収入は、当該欄に記載されるものを用いることとします。

※ただし、証拠書類として住民税の申告書類の控えを用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとします。

※なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の額が異なる場合には、「売上（収入）金額」又は収支内訳書における「収入金額」を用いることができます。

【中小法人等向け】

(1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ① 資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であること。
- ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が2,000人以下であること。

(2) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

※1 「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

○不給付要件

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1) から (4) までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないとして中小企業庁長官が判断する者

なお、国の持続化給付金の要項に変更・修正等があった場合には、最新の持続化給付金記載の要項内容に準じます。

1-6 『「新しい生活様式」に対応するための取組み』とは具体的にどのような場合を指しますか。

- 利用（来場）人数や滞在時間の制限、席数を減らしスペースを確保、消毒の徹底及び頻繁な換気等の対策を講じる場合を指します。
- 福島県ホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染拡大防止のための福島県における緊急事態措置（5月5日改定）」の中でも「新たな生活様式」の実践例を紹介していますので、ご確認をお願いします。
- 国が公表している業種別ガイドラインもご参考ください。

1-7 「飲食店」と「衣料品店」を別々の店舗で経営しています。「飲食店」として協力金の交付を受けましたが、「衣料品店」は協力金交付対象施設ではないため、給付金の交付を受けることができますか。

- 協力金の交付をすでに受けている事業者は、給付金の交付を受けることはできません。
- 複数の事業を営んでいることにより、協力金・給付金ともに要件を満たしている場合も、一事業者につき、協力金と給付金のいずれか一方の交付を受けることができます。

《 2 申請手続きについて 》

2-1 どのような方法で申請できますか。

○郵送または電子申請（準備中）にて受け付けます。

（郵送宛先）
〒960-8681
福島市杉妻町2-16 福島県庁内郵便局留
福島県休業協力金事務局 宛

《 ご注意！ 》持参での申請は受け付けておりません。

2-2 申請できる期間を教えてください。

○令和2年6月17日（水）から令和2年9月30日（水）まで。
※郵送の場合当日消印有効。

2-3 申請書類のダウンロード方法・受取方法について教えてください。

○申請書類につきましては、福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」（URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyuufukin.html>）のページからダウンロードしていただくか、県の各地方振興局企画商工部及び各市町村役場等で配布を予定しております。（準備中）